

地方議会制度の充実強化に関する意見書

平成12年4月の「地方分権一括法」施行以降、地方公共団体においては、自己決定、自己責任の領域が拡大している。これに伴い、地方議会を取り巻く環境も大きく変化し、地方議会の役割と責任が一層重要になってきている。

また、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、自ら住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。

このような中、二元代表制の下での地方議会の役割は一層その重要性を増しており、住民自治の根幹をなす地方議会の機能の更なる充実を図ることが不可欠である。

当市議会においてはもとより、各市議会においても、自らの議会改革等を積極的に行なっているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべき様々な制度的課題がある。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後60年を経過し、「議長と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんどが見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。

21世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自律性を発揮して、はじめて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって、政府においては、第28次地方制度調査会での「議会のあり方」の提案を十分に踏まえ、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、地方議会の機能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2005年（平成17年）6月24日

高砂市議会